

[論点2 認証ADRを利用しやすくするための施策]

ア 相談機関等との連携，広報

- 1 個別の認証ADRと相談機関との連携や，国又は個別の認証ADRによる広報の在り方についてどのように考えるか。例えば，利用者や各種相談機関に対して効果的に認証ADRの意義と役割を伝達する手段として，各事業者の専門性・特殊性や当該事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料を作成することとしてはどうか。
- 2 裁判所に係属している訴訟事件について，裁判官が適当な場合に認証ADRの利用を勧奨するなどの仕組みを設けることを含めて，認証ADRと裁判所の連携についてどのように考えるか。

1 委員から，認証ADRと相談機関との連携等に関し，認証ADRによる紛争解決につき潜在的なニーズをどのように吸い上げるかが重要であり，各種相談機関の相談をきっかけにADRを認知してもらう方策を検討すべきであるとの意見があったほか，事業者から，国による広報の強化を希望する意見があった。また，ヒアリングにおいて，消費生活センターや地方公共団体の窓口などからの紹介がADR利用のきっかけとなっているなどの例が紹介されたほか，手続結果概要の公表等の実施や各種相談機関との連携や講師派遣などの実例も紹介されている。一般的な広報に大きな効果を期待しにくい認証ADRにあっては，紛争当事者が初期段階でアクセスする消費生活センター，地方公共団体の窓口，法テラス等の各種相談機関との連携が極めて重要であると考えられるが，このような考え方，そのための方策や，その他相談機関との連携，広報などについてどのように考えるか。

また，各認証ADRがその専門性・特殊性，ひいては国民の側からみたADR選択の基準を明確にすることは，利用者にとって認証ADRを利用

しやすくするとともに、相談機関にとっても利用者に認証ADRを紹介しやすくすることにつながると考えられる。そこで、例えば、利用者や各種相談機関に対して効果的に認証ADRの意義と役割を伝達する手段として、各事業者の専門性・特殊性や当該事業者を利用する利点等を整理した一覧性のある資料を作成することとしてはどうか。

- 2 認証ADRと裁判所との連携の在り方については、裁判所に係属している訴訟事件について、裁判官が適当な場合に認証ADRの利用を勧奨するなどの仕組みを設けることも視野に入れて旧検討会においても議論され、日本ADR協会の提言もこの点に言及しているが、このような仕組みを設けることも含めて、認証ADRと裁判所の連携についてどのように考えるか。なお、旧検討会においては、下記のような積極・消極の意見があったが、現行ADR法では、訴訟係属中の紛争当事者間において認証ADRが実施されているなど一定の場合に、両当事者の共同の申立てを要件として裁判所が一定期間訴訟手続を停止することができる旨の規定が置かれている。

記

ア 積極意見

- ・ 事件内容の専門性等により、民事調停よりも裁判所外のADRを利用の方が有効な事件解決につながる可能性がある。
- ・ ADRの活性化のためには必要である。
- ・ 裁判官にとっても根拠規定があったほうが躊躇しないのではないかと。

イ 消極意見

- ・ 裁判を受ける権利（日本国憲法第32条）との関係で当事者の同意は不可欠であるから、裁判所が事実上ADRの利用を勧め、あとは中止の制度を作れば足りる。
- ・ ADRは本来当事者が選択してここで話し合おうというものが本来の姿であり、裁判所が勧告の制度を使うことにはならないと思われる。
- ・ 勧告というよりアドバイスの助言のほうがよい。

法務省における広報及び法テラスとの連携

1 法務省における主な広報

- ・パンフレットの作成・配布
- ・認証制度説明会の実施
- ・かいけつサポートのホームページ
- ・政府広報
- ・インターネットバナー広告
- ・ポスターの作成・配布
- ・リスティング広告

2 法テラスとの連携

認証時に認証事業者に関する基本的な情報を法テラスに提供し、コールセンター等における相談時の紹介に役立ててもらっている。

また、コールセンター（仙台市）におけるオペレータに認証ADRについての理解を深めてもらうため、本年7月末にコールセンターのオペレータに対する説明会を実施した。

さらに、法テラス地方事務所においても認証ADRについて認識してもらうため、認証申請に対する審査において実施する現地調査の機会を利用して、近隣の地方事務所を訪問し、業務説明を行うこととしている。本年10月初旬には、盛岡、仙台、福島の地方事務所にて業務説明を実施し、今後も機会を利用して順次実施する予定である。



認証番号

認証ADR機関の名称

取扱う紛争の範囲・アピールポイント

解決までの標準期間

解決事例

過去3か年の取扱件数

	終了件数の事由の別				
	受案件数	終了件数	①和解成立	②相手方の不応諾	③その他
平成○年度					
平成○年度					
平成○年度					

手数料

・詳しい手続きの流れや費用についてお知りになりたい方は、かいけつサポートHPをご覧ください。

(<http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/index.html>)

事業者の基本情報		事務所所在地
氏名又は名称		
住所		
代表者氏名		
電話番号		
電子メールアドレス		
ホームページアドレス		